

独立行政法人改革について

【独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）】

1. 独立行政法人全体の見直し
2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し
3. 各法人等について講ずべき措置
 - －航海訓練所・海技教育機構
 - －海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所
 - －鉄道建設・運輸施設整備支援機構
4. 今後のスケジュール

1. 独立行政法人全体の見直し

(1) 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されているが、今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、**法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類する。**

| 現行(独立行政法人通則法) | 基本的な方針(閣議決定) |
|--|--|
| ○特定独立行政法人(役職員には国家公務員身分を付与) ○特定独立行政法人以外の独立行政法人 | 法人を以下の3つに分類 ①中期目標管理型の法人 ②研究開発型の法人 ③単年度管理型の法人(役職員には国家公務員身分を付与) |

(2) PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化する観点から、**主務大臣自らが業績評価**(※現在は外部有識者からなる評価委員会が実施)を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(3) 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを機能させるため、**役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。**

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

2. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

(1) 金融業務(鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶関係業務))

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。
- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。

(2) 人材育成業務(航海訓練所・海技教育機構)

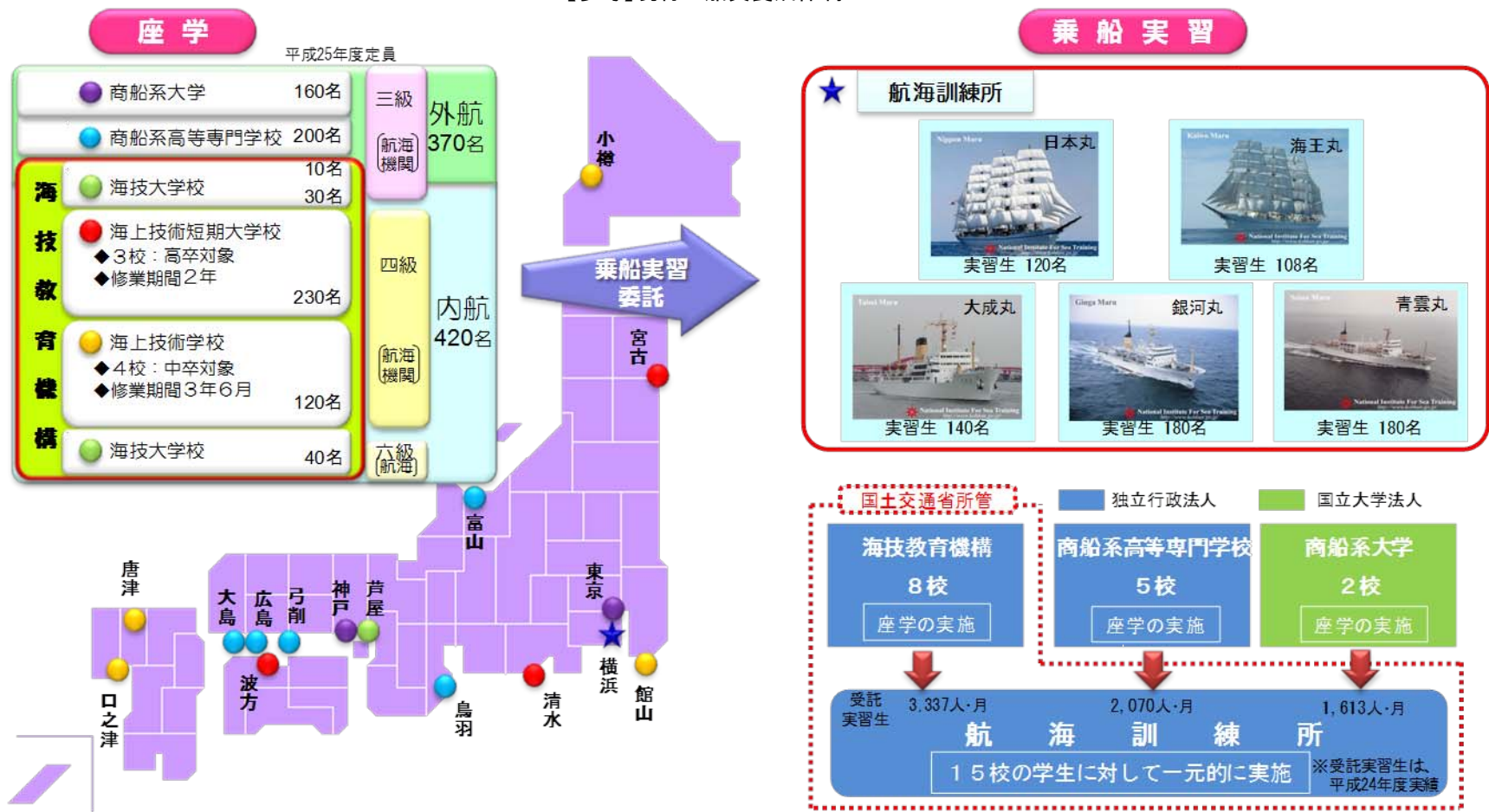
特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

- 裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

3-1. 各法人等について講ずべき措置（航海訓練所・海技教育機構）

- ・ 航海訓練所と海技教育機構を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- ・ 統合法人は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずる。
- ・ 海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、その対象は教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的にその拡大を図ることを検討する。

【参考】現行の船員養成体制



- 3法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- 組織の統合に当たっては、立地場所が離れており研究分野が大きく異なる中でも、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保する。

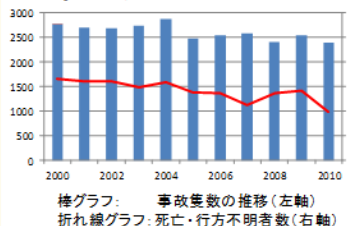
【参考】海上技術安全研究所の役割・業務

役割

海上輸送の安全確保

◆ 続発する海難事故、新たな課題の出現

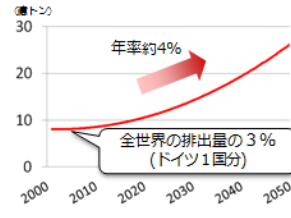
-我が国周辺海域における海難-



海洋環境の保全

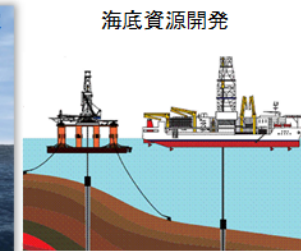
◆ 地球温暖化等地球規模での環境問題

- 外航海運からのCO₂排出量予測 -



我が国海事産業の競争力強化

◆ 海洋分野への展開等

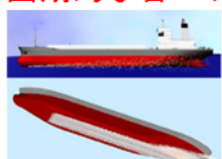


業務

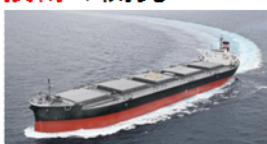
◆ 安全・環境基準策定

- 国際海事機関(IMO)における**合理的な基準の策定**に貢献 (復原性、温室効果ガスの抑制等の分野で38件の提案(H24年度))
 - 例)・CO₂排出削減の枠組み作りに貢献し、国際条約の発効支援
 - ✓ H25年1月からのCO₂排出規制の国際条約による強制化に対応し、民間企業との共同の船型開発、認証試験等を実施
 - ✓ 船舶のCO₂排出規制に係る代表海象での速力低下係数(fw)のガイドライン案を提案しH24年10月採択

▶ 画期的な省エネ技術の開発



船底を空気で覆い摩擦低減



シップ・オブ・ザ・イヤー2012受賞「SOYO(双洋)」

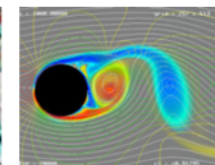
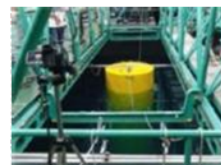
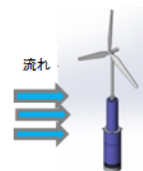


IMOで議長を務める研究所職員

◆ 海洋の開発

国の再生エネルギー開発への参画

- ✓ 浮体式洋上風力発電施設の安全基準、ガイドライン策定に主体的に参画し、実用化の環境整備に貢献
- ✓ 更に大型試験設備等を利用し、国の福島沖、五島列島沖の浮体式洋上風力発電プロジェクトに貢献



世界最大の風車マスト模型による水槽実験

◆ 海難事故防止

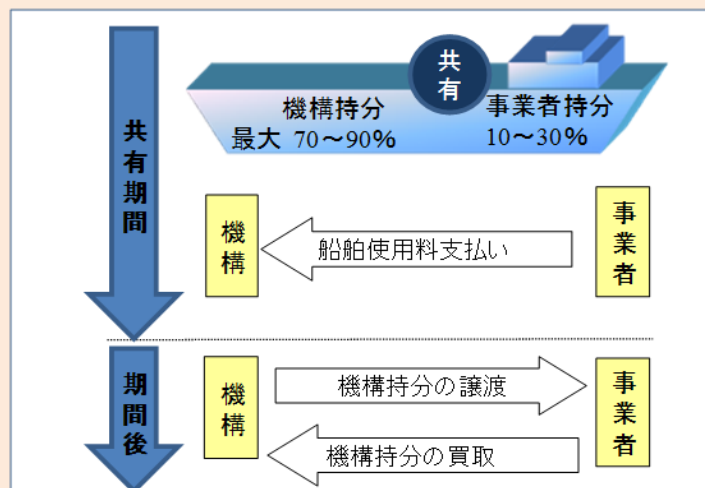
事故の再現・解析により**事故原因究明、再発防止**に貢献

3-3. 各法人等について講ずべき措置(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。
- ・ 船舶関係業務については、共有建造事業において多額の繰越欠損金を抱えていることから、繰越欠損金の具体的な削減計画を策定し、その解消に向け着実な縮減を図るとともに、財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

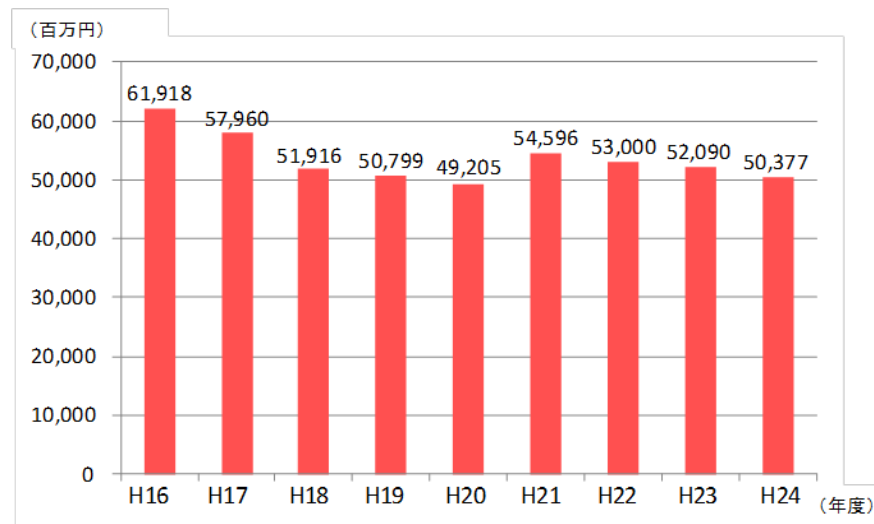
▼役割・業務

- 一杯船主をはじめとする中小企業が99.6%を占める内航海運事業者の担保、技術力不足を補い、船舶の建造を支援
- 環境負荷低減等政策意義の高い船舶について、機構と内航海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
- 船舶の設計についての相談、船舶建造中の工事監督等、技術面でもサポート
- 厳格な信用リスク調査、事業者の経営モニタリングにより着実な償還を確保

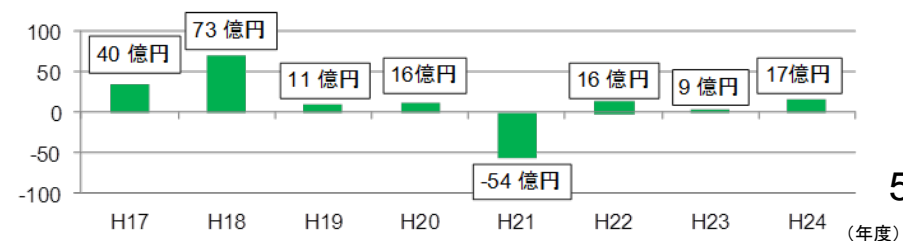


【参考】共有建造制度について

▼繰越欠損金の推移



▼当期利益の推移



4. 今後のスケジュール

- ・ 法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す。
- ・ その他各法人の統廃合等に係る措置については平成27年4月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講じるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- ・ 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。